

お食事会 (予約制)

～離乳食がうまく進まない
 悩んでいる人への教室～

自分の子どもの食事を持参し、みんなで食事しながら、食事について困っている事への対応策を考えます。
日時 6月19日(水) 午前10時30分～11時30分
場所 健診センター
対象 1歳6ヵ月までの子どもと保護者
定員 5人 (先着順)
持ち物 子どもがいつも食べている食事、スプーンなどの食具、お茶、母子健康手帳、食事に必要な物など
申込・問合せ先 こども家庭課
 ※会場では電子レンジのみ用意しています。食事会后、個別相談もできます。



市こどもの居場所づくり事業 こども食堂

みんなと一緒にご飯を食べたり、宿題をしたり、安らぎを感じられるようなこどもの居場所を提供します。また、月に一度「農業体験」を実施しています！土に触れ、食べ物を育てたり、採れた作物の試食をするなどの体験ができます。ぜひ参加してください。

【うちカフェ】

日時 毎週月～金曜日 午後3時～7時

【農業体験】

日時 6月8日(土) 午後1時～3時

内容 夏野菜の植付けとじゃがいもの収穫をしよう

持ち物 水筒、軍手、帽子、マスク

いずれも

場所 うちカフェ (市場東2丁目2-22)

申込・問合せ先 NPO法人 サードプレイス (上田 ☎090-6238-2345 eメール: info@the3rdplace.jp)

※詳しくは問い合わせてください。

スタートの頃からの 離乳食講習会 (予約制)

簡単に美味しく出来る離乳食の基本を紹介します。

日時 6月27日(木) 午後1時～3時

場所 次世代育成地域交流センター

定員 12組 (先着順)

持ち物 母子健康手帳

申込・問合せ先 こども家庭課

※離乳食の話や試食、交流会を行います。「スタートの頃から」の次回は8月実施予定

麻しん・風しん 混合ワクチン (MR) 予防接種

この予防接種は、将来、進学・就職・海外への修学旅行や留学の時などに必要になる場合があるだけでなく、麻しん(はしか)や風しんにかからない、他の人にもうつさないためにも大変重要です。免疫を高めるために接種を受けましょう。麻しんまたは風しんの病気にかったことのある人も、より免疫を高めるために受けることができます。

対象

●MR1期…1歳の誕生日の前日～2歳の誕生日の前日

●MR2期…平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの子どもは、来年3月末までが接種期間(各医療機関の接種日により異なる)

※この期間を過ぎると定期接種として接種することができません。任意接種(全額自己負担)で受ける場合は、接種費用が約1万円必要となり健康被害を受けた場合の対応も異なります。

問合せ先 こども家庭課



保育園・認定こども園の遊びの教室

「遊びの教室(春コース)」に空きがあります。希望する人は、下記の保育園・こども園に直接来園または電話で申し込んでください。

日時 9月まで(月1回、実施曜日は右表のとおり)
 午前10時～11時30分
 (上之郷は午前10時30分～11時30分)

対象 市内在宅の1歳6ヵ月～3歳児と保護者

申込 6月21日(金)までに右表の希望する保育園・こども園へ

※応募多数の場合は、初めて参加する人を優先。公立は申込期限がありません。定員になり次第終了

保育園・認定こども園	住所	開催日	電話番号
清和	高松東1丁目10-16	第2水曜日	462-0972
鶴原	鶴原1033	第3金曜日	463-0065
泉ヶ丘	鶴原935-3	第3火曜日	463-0041
下瓦屋	上瓦屋610-1	第3木曜日	463-3359
上之郷	上之郷1651-1	第2月曜日	467-0793
のぞみ(公立)	上瓦屋583-1	第3または4木曜日	468-8005
さくら(公立)	旭町4-6	第3または4木曜日	462-2913
はるか(公立)	長滝1028	第3または4木曜日	468-8170



児童手当

手当の振込 児童手当2～5月分を令和6年6月10日(月)に振込予定です。指定口座を確認してください。

特例給付の支給に係る所得上限額が設けられ、所得額により特例給付の支給がされない人がいます。令和4年10月支給分から児童を養育している人の所得が下表の「所得上限限度額」以上の場合、児童手当などは支給されません。児童を養育している人の所得が、下表の「所得制限限度額」未満の場合は児童手当を支給し、所得が「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」未満の場合は特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合など)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合など)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合など)	812	1,040	1,048	1,276

- 「扶養親族等」の数は、所得税法上の同一生計配偶者、扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童除く)および扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人の数をいいます。
扶養親族等の数に応じて、所得額の限度額は1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者〔70歳以上の人に限る〕または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。
- 「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で計算します。



現況届の省略 毎年6月に提出いただいていた現況届について、令和4年度から受給者の現況を公簿などで確認できる場合は、次の場合を除き現況届の提出を省略します。

- 単身赴任などで児童と別居している場合
- 離婚協議中などで配偶者と別居している場合
- 受給者が施設などである場合
- 受給者が養育者である場合
- その他、市から提出の案内があった場合

現況届の提出が必要な人には、市から現況届を郵送します。現況届が届いた場合は必要事項を記入のうえ、提出してください。なお、次の変更事項があった場合は、子育て支援課で手続きをしてください。

- 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなった場合
- 受給者や配偶者、児童の住所が変わった場合(市内転居や他市への転出、海外への転出など)
- 受給者や配偶者、児童の氏名が変わった場合
- 一緒に児童を養育する配偶者ができた場合、または児童を養育していた配偶者がいなくなった場合(離婚、海外転出や死亡、勾留など)
- 受給者の加入する年金が変わった場合
- 受給者が公務員になった場合
- 離婚協議中の受給者が離婚成立した場合

※現況結果による認定通知、認定継続通知を8月に郵送予定です。

問合せ先 子育て支援課

※公務員の請求・問合せ先は勤務先です。



乳児の結核予防接種 (BCG)

日時 6月20日(木) 午前9時30分～11時

場所 健診センター

対象 令和5年6月21日～令和6年1月21日生まれの乳児

持ち物 予診票、母子健康手帳(忘れると接種できません)

問合せ先 こども家庭課

毎月19日は「食育の日」

毎年6月は「食育月間」です。毎日3食を規則正しく食べよう。規則正しい食生活で体調を整えよう。

問合せ先 健康推進課

